

山村住民の生活構造 (2)

— 婚礼祝儀を事例として —

Life Structure of Inhabitants in the Mountain Village (2)

倉重加代

Kayo Kurashige

鹿児島女子短期大学

従来の農村社会学や村落研究の枠組みでは捉えきれなかった山村の性質を明らかにする上で贈答（金品授受）控に注目し、本稿では同一集落内の2戸の婚礼祝儀控の分析を通して、1900年から1960年代までの山村住民の営みを明らかにすることを目指した。山村の場合、贈与品について生業との関係も研究対象となるが、先行研究で明らかにされているように、本研究でも贈与品と生業の関係は見られなかった。また、各婚礼における祝儀金額は統一されているわけではなく、社会関係も2戸の間で相違が見られた。婚礼祝儀では明らかにできることが限られるため、山村の性質を特徴付けるには他の記録の分析も組み合わせ、多角的な視点での研究を進めることが課題である。

キーワード：山村，生活構造，婚礼祝儀，社会関係

1. はじめに

山村研究にあたって、従来の農村社会学や村落研究の分析枠組みでは抜け落ちていた点が2つある。ひとつは、地域研究においては一つの有効なツールとして統計資料が分析対象となるが、統計には現れない事象についての分析は抜け落ちてしまう点である。もうひとつは、従来、社会学における農村（村落）研究は、あくまで都市との対比において特徴づけられる村落への関心が強く、一般的に典型的村落の性質として捉えられていたのは平場農村であり、山村は、その特徴とは異なる性質を有していたことから、村落研究の対象とらしくにくかった点である。そして、これらのことを明らかにすべく実証研究を蓄積していく上で、個人レベルでの分析視点と、生業を視野に入れた分析視点が必要であることについては拙稿で論じてきた（倉重 2014）。さらに、生活構造の概念を用いて山村分析を試み、実証研究の足掛かりとして、山の暮らしが激変する高度経済成長前まで、具体的には1920年代から1960年頃の時期について、統計資料を用いて山村の多様性や山村内部の多層性を分析してきた（倉重 2015）。

生活構造の概念を用いた山村分析をすすめるにあたり、統計資料に続き、本稿では、分析資料として個人宅に保管されている贈答（金品授受）控に注目した。その分析を通して、山村での人々の営みを明らかにすることを目指す。具体的には、山口県宇部市万倉地区で江戸時代より続く農家の婚礼祝儀の記録をもとに、20世紀初頭から中盤頃までの、当該地区の実態を明らかにする足がかりとしたい。高度成長期に全く生活が変わってしまった山村の、高度成長期以前の生活実態を明らかにすることは困難である。社会学ではあまり研究されていないが、儀礼における金品授受記録の分析は民俗学や歴史学を中心に多くの研究蓄積がある。先行研究の知見を借りつつ、贈答記録による山村研究の可能性をさぐってきたい。

2. 贈答記録の分析視点

社会学における贈答記録の分析は、有賀喜左衛門の「不幸音信帳から見た村の生活」に始まるとみてよいだろう。当時としては顧みられることの少ない記録を取り出して、それに反映した村の生活を描いてみたいと、有賀は冒頭で述べている（有賀 [1934] 1968 : 201）。この頃、まだ有賀は生活構造という用語を用いていないが、贈答の記録を通して生活研究をおこなう可能性を見出している。そして、この有賀の研究は、分野を超えて日本の贈答記録の分析には欠かせないものとなっているとともに、贈答記録の分析は、生活構造研究において、村のみならずのちに都市における社会関係に関する研究でもおこなわれるようになる（笹森秀雄 [1955] 1986）。

贈答には、有賀が述べているように、定期の贈答と不定期の贈答がある。定期の贈答は、暮、正月、盆、節供、彼岸な

どの年中行事があり、不定期の贈答は、婚礼、出産、葬式、病氣見舞、新築見舞などを指す（有賀 [1934] 1968 : 207）。実際には、日本の贈答記録を扱った先行研究は、葬儀と祝儀に集中しており（山口睦美 2012 : 81）、特に香典帳を対象にした研究が多く見られる。分析内容は贈答金品の種類と社会関係に関するものが目立つが、葬儀と祝儀に関しては、数十年、あるいは100年を超える記録に恵まれることもあることから、贈答金品の種類や社会関係の経年的変化が分析対象となる場合も多い。

まず、贈答金品の種類の分析視点を整理しておこう。有賀は、贈答は日常の相互扶助に対しては特別の場合であることから、生活の象徴的意味が強められており、昭和初期においても節季の贈答はもちろん、不定期の贈答においても手廻り品の贈与されることは葬儀の場合を除いて非常に少なかったと述べている（有賀 [1934] 1968 : 208）。このような点から、のちの研究においても贈答物品の変化からそれらの贈答品としての価値観の変化を見出そうとする研究がある。また、贈答において物品と金銭のいずれが優位か、その優位性が歳月の流れとともにどのように変化するか、贈答における金銭の優位性と貨幣経済の確立とは関係があるかなど、様々な関心のもとに研究がすすめられている。さらに本研究と関連して興味深いのは、「都市部ではおそらく贈り物は基本的に商品であり、贈り物と生業の関係は問題になりにくい。農村や山村では農産物が贈与され、生産と贈与の関係が検討すべき課題となる」という山口睦の指摘である（山口 2012 : 167）。山村研究において、生業を視野に入れて生活分析を進めていく上で重要な視点となる。

一方、社会関係の分析については、まず、贈答の記録を残している家の所在地（調査地）の情報が必要である。都市部か農村か、もともと村外者との接触が容易（盛ん）な地域か、街道・幹線から離れた地域かなどに加え、村内戸数や村外との生活上の交流の変化など、環境変化にも注目する必要がある。また、対象となる家の情報が重要である。例えば、武家か商家か農家などの情報である。そうして、贈与者総数の推移とその内訳をみていく。たとえば村では地理的空間でみて村内者か村外者か、親戚関係か否かという分類である。先述した笹森は、現世帯主と香奠帳に記載されている各血縁者との関係を、その親等秩序の面からも分析整理している（笹森1955 [1986]）。時代の変化とともに「家」と「個人」の関係の変化を見ていくことも可能である。

ただし、有賀も述べているように、「個々の帳面について見るなら、こうした村の生活のほかに個々の家の地位や生業を強く反映しているから、個々の場合を通して村全体の状況を窺うことのはなはだ不適当な場合も出てくることを頭に置かねばならない」（有賀 [1934] 1968 : 239）点は注意を要する。記録の保存状況には、作成者のみならず、その後の所有者や研究者の認識が大きく作用する（山口 2012 : 49）。作成段階で、すべての儀礼の記録をしたとしても、その記録がすべて保管されているとは限らない。その理由を有賀喜左衛門は、音信してくれた人々の一番新しい記録（帳面）をもとに相応した返しをするため古い帳面は必要ではなかったこと、古いものを保存する置き場所の問題、さらに帳面に利用していた紙は古いものほど紙質がよかったので、渋紙に張ったり何かの下張りに再利用されたことを挙げている（有賀 1968 : 202）。

この点に注意しながら、婚礼祝儀控の分析をしていくことにする¹⁾。

3. 調査の概要

本稿で分析対象とするのは山口県宇部市 Q 集落で農業を営んできた M 家、N 家に保管されていた婚礼祝儀控である。また、その文書に関わる内容確認や集落の歴史について、M 家、N 家をはじめ Q 集落関係者への聞き取り調査をおこなっている。

N 家所蔵文書は、平成27年9月に発見された。婚礼祝儀控の他に、出生祝、香典、火事見舞の控、家屋新築の記録など、文政6（1823）年から昭和38（1962）年までのものである。一方、M 家については明治29（1896）年から昭和47（1972）年までのものが確認され、N 家所蔵の文書と同類のものほかに、神社への寄附の控が存在する。本稿ではこれら多岐にわたる記録の中から婚礼祝儀に限定して分析をおこなうことから、分析対象時期は明治33（1900）年から昭和38（1963）年となる。表1にその一覧を、図1、2に家系図を示した。M 家、N 家とも、上述期間の、すべての婚礼祝儀記録の存在が確認されていないが、その理由は明らかではない。

次に、調査対象となる時期の Q 集落の概要を述べておこう。Q 集落がある宇部市万倉地区は山口県の中西部に位置する。万倉地区は1998（明治22）年、当時の芦河内、矢矯、東万倉、西万倉、奥万倉、今富の6ヶ村が合併して万倉村となり、これら6ヶ村名は現在も大字として地名が残っている。万倉村は1955年（昭和30）年4月1日に船木町、吉部村と合併し楠町の一地区となり、その後、万倉地区の一部は1957年11月に分離して美祢市に編入している（分離時の美祢市編入地区の人口は335人、戸数58）。その楠町は2004（平成16）年11月に宇部市と合併し、今日に至っている。旧楠町は過疎法指定

地域（昭和45年指定）であり、旧万倉村は山村振興法（昭和46年指定）および特定農山村法指定地域となっている。

表1 本稿分析対象の婚礼祝儀記録

【N家】					
No.	年	西暦	婚姻当事者	配偶者の住所	図1
1	明治39年	1906	4代目長女	隣接H村（現美祢市）	④
2	明治40年	1907	5代目	隣接K村（現宇部市）	⑤
3	昭和2年	1927	5代目長女	隣接A村（現山陽小野田市）	③
4	昭和4年	1929	5代目次女	Q集落内	⑩
5	昭和11年	1936	6代目	村内（現美祢市）	⑥
6	昭和21年	1946	5代目四女	村内（現宇部市）	⑦
7	昭和23年	1948	5代目次男（婿養子）	A村（現美祢市）	⑤
8	昭和38年	1963	6代目長女	隣接S町（現山陽小野田市）	⑧
【M家】					
No.	年	西暦	婚姻当事者	配偶者の住所	図2
1	明治33年	1900	8代目	H村（現美祢市）	⑧
2	大正2年	1913	7代目次男	H町（現萩市）	①
3	昭和4年	1929	9代目	Q集落内	⑨

Q集落の戸数・人口の変化を表2に示した。長州藩で嘉永・安政年間頃に編集されたとされる『郡中大略』には民政の末端組織が記載されており、それには該当する地域の畔頭が管轄する中に「Q14軒」とある。この戸数は、聞き取り調査で明らかになったQ集落の屋号（門名）を有する戸数と一致する。郡中大略の記された14軒と、屋号を有する14軒がすべて同一の家かどうかを明らかにする術が現時点では見当たらないが、少なくとも高度経済成長期以前のQ集落は、これら14軒をベースにして戸数・人口の増減があったとみてよいだろう。屋号を有する14軒の姓はNが5戸、Mは5戸、Rが3戸、Sが1戸の4種類（仮称）に限定されている。確認できたなかで最も戸数が多かったのは明治43年で、寄附帳に記載されている20戸の内訳はN（6戸）、M（5戸）、R（5戸）、S（1戸）と、その他の姓3戸となっている。Nが1戸、Rが2戸、屋号数より多いが、1戸から親子など2口寄附しているのか分家しているのか明確ではない。聞き取りによるとRが屋号を有する家と別に1戸あったが、昭和初期以前に集落外に転出しているようである。その他3戸のうち1戸（仮にZ）は旧士族で1960年代頃まではQ集落に居を構えていた。1950年頃の15戸の内訳は、Nが5戸、Mが4戸、Rが3戸、Sが1戸、Zの他に、1910年とは異なる他の姓の者が移住してきていたが、1960年代にはQ集落から転出している。聞き取り調査によると、昭和初期にオンドルを備えている家が2軒あったということから、過去には朝鮮半島からの移住者の存在も考えられる。

M家とN家は、昭和4年に姻戚関係になっているが、それ以前の双方の文書に「地下」に分類されていたり「親類」に分類されていたりする。遑れば親族であった可能性もあるが明確ではない。また、姻戚関係を結ぶということは同程度の家格であったと考えられるが、N家からみるとM家のほうが格上という印象があったようである。

表2 Q集落の人口、戸数の推移

年	戸数	人口	出典
1850年頃	(14)	-	『郡中大略 舟木宰判』
1910（明治43）年	20	-	「廣矛神社550年祭寄附帳」（M家所蔵）
1950（昭和25）年頃	15	87	戸数は聞き取り、人口は『山口県厚狭郡史』（1951）
1960年代前半	12	-	聞き取り

4. 婚礼祝儀控にみる社会関係

婚礼祝儀控にみる社会関係について表3に示した。M家とN家の2軒のみの事例である上に、婚礼年にずれがあるので一概にはいえないところもあるが、Q集落については少なくとも記録が確認できる1950年代頃までは、集落内のほとん

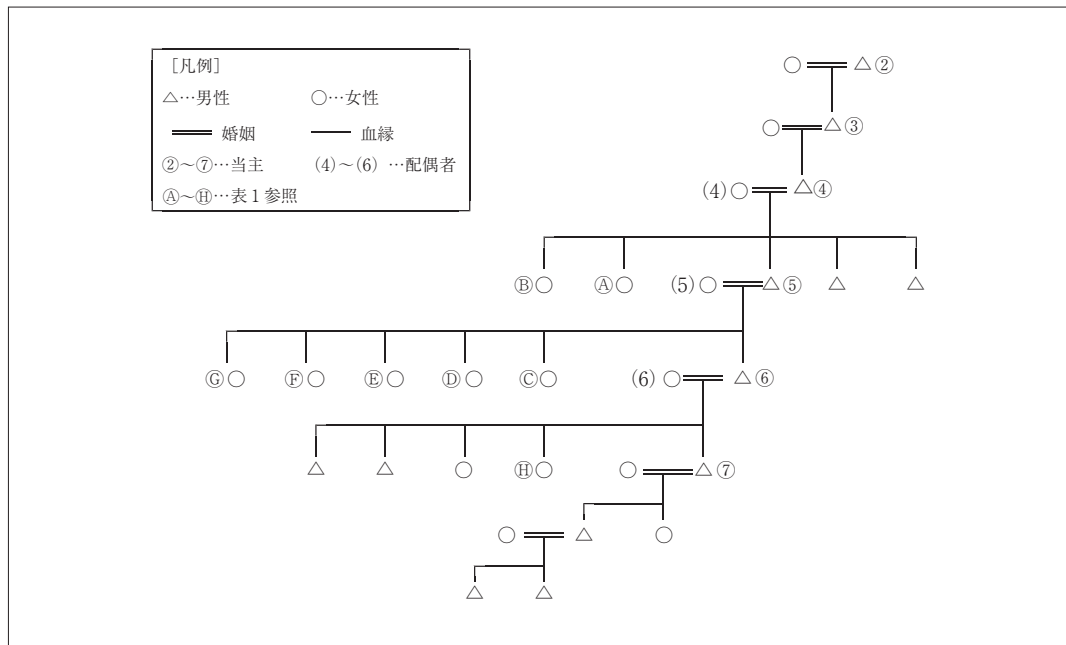


図1 N家家系図 (N家私的文書および聞き取りにより作成)

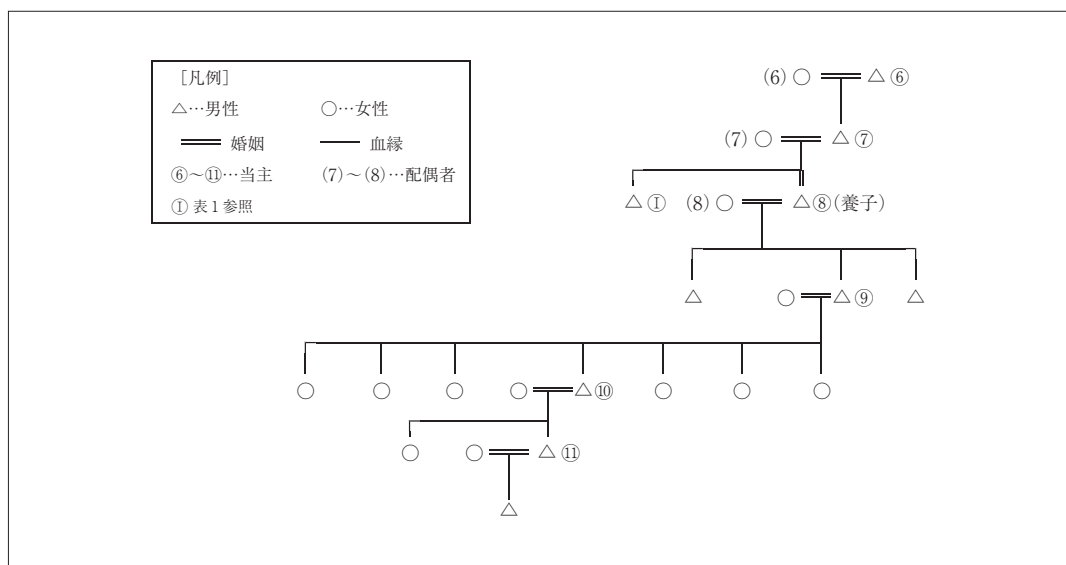


図2 M家家系図 (M家私的文書および聞き取りにより作成)

どすべての家から婚礼祝儀を受け取っていたと推測される。それは結婚する当事者の状況——当主 (M家事例1, 3, N家事例2, 5), 分家 (M家事例2), 婿養子 (N家事例7), 女性の婚出 (M家事例1, 3, 4, 6)——にかかわらず、である。

親族関係をみると、N家はほぼその関係が明確である。5代目当主の子どもの婚姻には4代目配偶者の親元から祝儀が届かなくなり、6代目の長女のときになると、5代目配偶者の親元からの祝儀は届かなくなる。嫁いだ者からみて孫の代の婚姻になると、婚礼祝儀が途絶える。一方、M家については、記載箇所から親類と推測されるものの、今日では確認できない関係の者からも祝儀を多く受け取っていることから、M家のほうが親族関係の広がり確認できる。このN家とM家の親族関係からの贈与の差が、家格の差からなのか当時の戸主の個性なのかは検討の余地があるが、山村内部の多様性という観点からみると興味深い状況である。笹森秀雄は昭和27, 28年の札幌市における調査結果より、現世帯主と香奠帳に記載されている各血縁者との関係を、その親等秩序の面から分析整理している。そして、札幌市における家族の世代数が、精々2代ないし3代程度であるという特殊事情に基因するものとは思った上で、血族結合においてそのほとんどが4親等内に累積していることを示している (笹森 1955 [1986])。婚礼祝儀と葬礼における香典を同一にすることはで

表3 婚礼祝儀控にみる社会関係

【N家】								
事例	年	西暦	結婚した者	合計 人数	親族関係と人数		Q 集落内 の人数	その他の内訳と人数
					内訳・人数			
1	明治 39年	1906	5代目当主の妹 [Ⓐ]	13	2	4代目配偶者(4)の親元：2	10	不明：1(集落内?)
2	明治 40年	1907	5代目当主 [Ⓔ]	23	3	4代目配偶者(4)の親元：2 5代目の妹の婚家 [Ⓐ]	18	不明：2(親類?)
3	昭和 2年	1927	5代目当主の長女 [Ⓒ]	19	6	5代目の妹の婚家 [Ⓐ] [Ⓑ] 5代目の娘の婚家 [Ⓓ] 5代目配偶者(5)の親元：2 5代目配偶者(5)の祖母	12	不明：1(集落内?)
4	昭和 4年	1929	5代目当主の次女 [Ⓓ]	18	5	5代目の妹の婚家 [Ⓐ] [Ⓑ] 5代目の娘の婚家 [Ⓒ] 5代目配偶者(5)の親元：2	13	
5	昭和 11年	1936	5代目当主の長男(6代目 当主) [Ⓔ]	25	6	5代目の妹の婚家 [Ⓐ] 5代目娘の婚家 [Ⓒ] [Ⓓ] 5代目配偶者(5)の親元：3	13	親友：6(村内) * 5代目の妹 [Ⓒ] の婚家は「媒 酌人」と掲載
6	昭和 22年	1946	5代目当主の四女 [Ⓔ]	33	9	5代目妹の婚家 [Ⓐ] [Ⓑ] 5代目の娘の婚家 [Ⓒ] [Ⓓ] [Ⓕ] [Ⓖ] 6代目配偶者(6)の親元：1 5代目配偶者(5)の親元：3	16	神職：1 万倉村青年団：1 6代目当主の知人：3(村内) 不明：3(村外：1, 不明：2)
7	昭和 23年	1948	5代目当主の次男 [Ⓔ] * 婿養子	16	3	5代目の妹の婚家 [Ⓐ] [Ⓑ] 5代目娘の婚家 [Ⓓ]	12	不明：1(村外)
8	昭和 38年	1963	6代目当主の長女 [Ⓕ]	15	11	6代目配偶者(6)の親元：3 6代目の弟 [Ⓔ] 6代目の妹 [Ⓓ] [Ⓕ] 6代目の妹の婚家 [Ⓒ] [Ⓖ] 6代目の姪(Ⓒの子) 6代目の姪(Ⓓの子)：2	2	仲人：2
【M家】								
事例	年	西暦	結婚した者	合計 人数	親族関係と人数		Q 集落内 の人数	その他の内訳と人数
					内訳・人数			
1	明治 33年	1900	8代目当主 [Ⓔ]	22	4	7代目配偶者(7)の親元：2 8代目 [Ⓔ] の実親：1 分家：1	9	仲人：1(万倉村内) 隣接集落：1 不明：7(親類?：3, 集落 内?：4)
2	大正 2年	1913	8代目当主の弟 [Ⓕ]	22	7	7代目配偶者(7)の親元：2 8代目 [Ⓔ] の実親：1 8代目配偶者の親元：1 分家：2 他親戚：1	11 (1組は 親子?)	仲人：1(隣接O村) 不明：3(親類?：3)
3	昭和 4年	1929	9代目当主 [Ⓔ]	29	10	8代目先妻(8)の親元：1 8代目後妻の親元：1 分家：2 7代目妻の親元：2 9代目配偶者の親元：1 9代目配偶者の伯母の嫁ぎ先：1 他親戚：2	12	青年団：5(うち1人はQ集 落出身) 不明：2(親類?：2)

注：表内の[Ⓐ]～[Ⓕ]、[Ⓔ][Ⓕ][Ⓖ]、(4)～(8)は図1、図2の記号、番号と同じ

きないが、N家の状況を見てみると、昭和初期においても、姻戚関係は何代もわたって継続しないことが現れている点は興味深い。

また、通婚圏についてもみてみよう。『日本の民俗 35 山口』には、「結婚にあたっては、お互いに事情をよく知りあっているほうが何かにつけて都合がよいとか、冠婚葬祭にあたって義理を欠くことのないようにとの配慮から、だいたいに於いて多くの家が数里以内を通婚圏としている。(中略)通婚圏の狭いところでは、同一部落内、隣部落とかで、遠い所でも2～3里(8～12km)内外」と記されている(宮本常一・財前司一 1974:187)。表1に配偶者の住所を記しているが、旧万倉村下の婚姻(昭和23年まで)についてみると、Q集落内は1件、同一村内在が2件(隣接集落ではない)、隣接町村3件、隣接していない地域は3件である。これらの事例のみで結論づけるのは早計ではあるが、宮本らが述べているほど

は通婚圏は狭くない。これは、Q集落およびその隣接集落の人口規模がたいへん小さいため、いわゆる結婚適齢期に達しても、集落内や隣接集落で適当な配偶者が得られないことが、要因としては考えられる。また、Q集落は万倉村の中心部から遠いため、万倉村の中心部に出るのに要する時間があれば隣接する行政村に行くことができた。そのため、日常的に必ずしも行政区上の村内のみで社会関係を結んでいなかったことが、宮本らが指摘するほど通婚圏が狭くない理由として挙げられよう。

さらに、今回の分析のみで結論づけるのは早計であるが、第二次大戦後、従来の慣習の変化が2つ見いだせる。一つは贈与者の性別の変化である。M家では3事例のうち女性の贈与者は事例2にわずか1人あるのみで他はすべて男性である。その1人も「R家内」と記されている。N家においても女性贈与者は事例2で2人（いずれもQ集落内、1人は女性名、1人は「N妻」）、事例3で2人（祖母、Q集落「R妻」）、事例5で2人（Q集落内女性名2人）であった。しかし、N家事例6ではQ集落内の人数が多くなっているが、16人中9人が女性である。N家事例7では女性贈与者がみられないことから、当事者が女性の場合については女性からの贈与が進んだ可能性がある。もう一つはQ集落内の贈与者である。昭和23年まではK集落内在住のほぼすべての家から祝儀を受け取っているが、昭和38年になると、集落内から受け取っている祝儀が激減する。表2に示しているように、この間にK集落の世帯数が激減したわけではない。この15年の間のいつの頃に集落内で婚礼祝儀の授受の慣習を見直しがおこなわれている。

5. 贈答内容

贈答内容については表4-1に親族からの、表4-2に地縁者（Q集落内・外）からのものを記した。

親族については、M家もN家も、結婚当事者が男性の場合は女性の場合に比べて金銭の比重が大きくなっている。物品については、M家では、事例2では表4-1の注に示したものの他に、贈与者不明だが（仲人か親族と思われる）、帽子、上反物、小下駄が贈られている。N家では女性の結婚のときに金銭と物品とを組み合わせで贈られている。鏡台、生地、履き物、夏布団が確認できる。

地縁については表4-2に示した。明治末期においても金銭の比重が大きい。贈与品としての米は明治期には確認できるが、大正期以降はなくなってしまっている。

冒頭に、山村の場合は生産と贈与の関係が検討すべき課題となる点を述べたが、M家、N家の記録を見る限り、贈答品に生業との関係を見いだすことはできない。山口が、「昭和初期の山村では、贈り物に用いる品物に象徴的価値があり、または、実用的価値が優先され生業と贈り物は直接結びついていなかった」（山口2012:186）と指摘しているが、本研究でも同様の状況だといえる。この結果はまた、有賀がいう、手廻り品の贈与されることは葬儀の場合を除いて非常に少ないということにもつながる（有賀[1934]1968:208）。金銭の金額についてはその時々を目安はあったかどうかは明らかではないが、親族、集落それぞれで金銭の金額も必ずしも同一ではない。暮らし向きや親交の濃淡、過去の金品授受の記録などから金額の差が現れることは想像できる。集落内の各戸が、暮らし向きや社会関係が均質でないことを物語っているといえるよう。

6. おわりに

本研究では婚礼祝儀控の分析を通して、山村の生活を描くことを試みた。婚礼祝儀控の分析において、社会関係については通婚圏や親族、地縁者との交流の有無や濃淡を見ることが可能となる。一方、贈与内容については、生業との関係は見いだせなかったが、贈与物や祝儀金額の不統一から、わずか十数件の集落においても内容に差があり、集落内の各戸が、暮らし向きや社会関係が均質でないことを示す方法の一つを提示することが可能となる。

ただし、婚礼祝儀のみということで、山村の状況を説明するのに一層の特殊性を備えていることは否めない。分析対象の限定が、分析年の制限にもなっている。ここでは示していないが、M家、N家に保管されている文書で、祝儀控は婚礼の他にも出生や長寿祝がある。また、祝儀に比べると香典帳のほうが長期間保管されており、婚礼祝儀よりも長期間の変化を見ることにより、社会関係の一層の多層性を描くことの可能性となろう。もちろん金品授受控から明らかになることは限られるが、使用する資料の利点・欠点を把握したうえで、多角的な視点から研究を進め、山村の解明をすすめていきたいと考える。

【謝辞】

本研究にあたっては、M家およびN家に資料を提供していただいた、また、M家、N家はじめQ集落関係者には聞き取

表4-1 婚礼祝儀内容：親族

【N家】					
事例	年	人数計	内 容		
			金銭のみ(金額：人数)	金銭+物品：人数	物品のみ
1	明治39年	2	2人(1円/50銭：1)	-	-
2	明治40年	3	3人(40銭/50銭/1円：各1)	-	-
3	昭和2年	6	4人(5円+1円：2, 2円50銭/2円：各1)	2人(1円+鏡台：1, 1円+下駄1足：1)	-
4	昭和4年	5	4人(5円[醬料]：1, 5円[醬料]+1銭[□□]：1, 7円50銭[モス1反代]：1, 3円位[下駄1足代]：1)	1人(5円[御饞別]+1円[御祝儀]+モス3尺[腰巻])	-
5	昭和11年	6	6人(7円：1, 5円：3, 2円38銭：1, 1円：1)	-	-
6	昭和22年	9	7人(100円：3, 50円：1, 30円：1, 10円：2)	2人(100円+下駄箱：1, 100円+上等下駄：1)	-
7	昭和23年	3	3人(100円：3)	-	-
8	昭和38年	11	7人(5,000円：1, 3,000円：1, 1,000円：3, 1,000円+1,300円[フェルト1足]：1, 300円：1)	1人(1,000円+下駄1足)	3人(下駄1足：2, 夏布団：1)
【M家】					
事例	年	人数計	内 容		
			金銭のみ(金額：人数)	物品	
1	明治33年	4	4人(1円50銭：1, 60銭：1, 50銭：2)	-	
2	大正2年	7	7人(1円：2, 50銭：5)	-	
3	昭和4年	10	10人(5円：4, 2円50銭：1, 2円：4, 1円：1)	-	

注：不明分は除く。なお、事例2では、「外しんるい」から二百疋、風呂敷等を受け取っている。

表4-2 婚礼祝儀内容：地縁

【N家】				
事例	年	人数計	内 容	
			金銭のみ：人数	金銭+物品：人数
1	明治39年	集落10	9人(50銭：1 ¹⁾ , 30銭：3, 20銭：1, 15銭：2, 10銭：2)	1人(15銭+手拭い)
2	明治40年	集落18	17人(50銭：1, 20銭：9 ²⁾ , 25銭：1, 15銭：2, 10銭：4)	1人(60銭+米2升 ³⁾)
3	昭和2年	集落12	11人(1円：2, 1円+二百疋：1, 50銭：6, 30銭：1, 20銭：1)	1人(50銭+白足袋1足+手拭い1枚)
4	昭和4年	集落13	13人(2円：1, 1円：2 ⁴⁾ , 50銭：8, 30銭：2)	-
5	昭和11年	集落13	13人(1円50銭：1, 1円：1, 80銭：1, 60銭：3, 50銭：6, 30銭：1)	-
		親友6	6人(1円：4, 50銭：2)	-
6	昭和22年	集落16	16人(10円：6, 5円：7, 3円：2, 2円：1)	-
		集落外5	4人・団体(10円：4, 2円：1団体)	-
7	昭和23年	集落12	12人(100円：1人, 40円：1, 30円：3, 20円：3, 10円：4)	-
8	昭和38年	集落2	1人(500円：1)	1人(□クツ1足)
【M家】				
事例	年	人数計	内 容	
			金銭のみ：人数	金銭+物品：人数
1	明治33年	集落9	7人(50銭：1, 30銭：1, 25銭：1, 20銭：2, 10銭：1)	2人(50銭+白米2升：2)
		集落外1	1人(20銭：1)	-
2	大正2年	集落11	11人(1円：1, 60銭：1, 50銭：2, 35銭：1, 30銭：2, 20銭：4)	-
3	昭和2年	集落12	12人(1円20銭：1, 1円：9, 60銭：1, 50銭：1)	-
		集落外5	5人(1円：1, 50銭：4)	-

注：不明分は除く。1), 3), および4) 2人のうち1人は図1の㊸およびその婚家。 2) 9人のうち2人は夫婦。

り調査のご協力をいただいた。この場をお借りして感謝申し上げます。

【注】

1) 贈答金品の種類や社会関係の分析の整理には、有賀([1934] 1968)、板橋(1995)、増田(2001)、笹森([1955] 1986)、山口(2012)を参考にした。また、贈答の記録を分析したものではないが、分析視点として、山本(1950)も参考にした。

【文献】

- 有賀喜左衛門 [1934] 1968 「不幸音信帳からみた村の生活——信州上伊那郡朝日村を中心として——」『有賀喜左衛門著作集V——村の生活組織』未来社199-252.
- 厚狭郡教育会 [1926] 1986 『厚狭郡史』(復刻版) マツノ書店.
- 原田卓雄 1980 『楠町の歴史』楠町役場.
- 板橋春夫 1995 『葬式と赤飯——民俗文化を読む——』煥乎堂.
- 倉重加代 2014 「わが国山村の社会学的研究の特色と課題」『西日本社会学会年報』12: 65-77.
——— 2015 「山村住民の生活構造」—農林業に関する統計資料をもとに—『鹿児島女子短期大学紀要』50: 39-52.
- 増田昭子 2001 「南会津における祝儀・不祝儀の『野菜帳』」『紫苑』62 (1) 5-30.
- 宮本常一・財前司一 1974 『日本の民俗 山口』第一法規出版.
- 笹森秀雄 1955 「都市における社会関係に関する実証的研究」『社会学評論』22: 58-83 (三浦典子・森岡清志・佐々木衛編 1986 『リーディングス日本の社会学5生活構造』東京大学出版会所収).
- 山口睦 2012 『贈答の近代——人類学からみた贈与交換と日本社会』東北大学出版会.
- 山本登 1950 「通婚関係よりみた山村共同体の封鎖性と平等性」『社会学評論』1 (3): 123-151.
『郡中大略 舟木裁判』毛利家旧蔵本.

(2017年7月28日 受理)